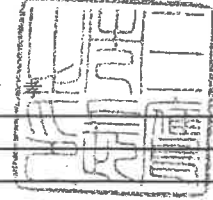


[入札告示]

さくら通り駐車場・駐輪場用地撤去工事について、制限付一般競争入札を行いますので、三鷹市契約事務規則第6条の規定に基づき下記のとおり告示します。

令和7年1月20日

三鷹市長 河村 孝



作 業 名	さくら通り駐車場・駐輪場用地撤去工事	
業 種	3100 解体工事 又は 0700 建築工事	
履行場所	三鷹市下連雀三丁目21番地内	
履行期間	着工日（工事を開始すべき日。以下同じ。） から 令和7年7月31日 まで	
着工日	令和7年4月1日	
工事概要	<p>※本工事は、「余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）」である。</p> <p>工事対象面積 2,473㎡</p> <p>簡易事務所解体 直接仮設工事（足場、防音シート等） 一式 電気・機械設備撤去 一式 内外装材撤去 一式 簡易事務所建屋解体 一式 建設発生材処理費 一式 外構その他解体 既存フェンス撤去 一式 その他解体撤去（付帯設備等撤去） 一式 舗装撤去 一式 給排水設備撤去 一式 歩道切下げ部改修工事 一式 建設発生材処理費 一式 解体跡処理工事 整地（舗装撤去後） 一式 飛散防止養生 一式 素掘り側溝 一式 掲示板移設 一式 仮設費 仮設鉄板敷き 一式 仮囲い設置 一式 出入口ゲート設置 一式 交通整理員 一式</p>	
予定価格	事後公表	
最低制限価格	事後公表 最低制限価格を下回った金額で入札した場合は、失格とする。	
単体J.V区分	単体	
議会の議決	不要	
入札参加資格要件	業種等	東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、申請業種に上記業種の登録がされていること。
	地域要件	三鷹市内に上記「業種等」の要件を満たす本店、支店・営業所等を有し、かつ、告示日現在「三鷹市建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者認定要領」に基づく、市内業者又は準市内業者の認定をされていること。（支店・営業所等においては契約締結の権限を有する代理人を置いていること。）
	経 審	最新の経営事項審査による「解体」又は「建築一式」の総合評定値が次の条件を満たすこと。 市内業者の認定をされている者 700点以上 準市内業者の認定をされている者 750点以上 ただし、下記の条件を満たすときは、総合評定値に、該当する点を加算することができる。（2つ以上の条件を満たすときはそれぞれ加算することができる。） (1) 令和5年度にしゅん工した三鷹市発注の同種工事で、工事成績評定の平均点が80点以上である者 50点 (2) 災害時における支援等に関する協定を三鷹市と締結している者で令和4年度に活動の実績を有する者 50点 (3) 法定障がい者雇用率を超えている者 25点 (4) ISO9000S又はISO14000Sの認証を取得している者 25点
	施工実績	令和元年度（平成31年度）以降に、当該工事と同種で1件あたり40,000,000円（税込）以上の工事实績を有すること。
	許 可	解体工事業において建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。
技 術 者 等	本工事に、建設業法に規定する技術者で同種の工事経歴を有する者を専任で配置できること。ただし、当該技術者は入札参加申請の日以前に3箇月以上の雇用関係を有する者であること。なお、契約確定日の翌日から着工日の前日までの余裕期間は、当該技術者及び現場代理人の配置を要しない。	

その他	<p>(1) 告示日及び開札日において、三鷹市において指名停止されていないこと。</p> <p>(2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。</p> <p>(3) 三鷹市発注の同種工事における工事成績が不良であった者は入札に参加することができない。</p> <p>ア 本件の告示日前2箇月の間に通知された工事成績評定点が55点以上65点未満であった者</p> <p>イ 本件の告示日前4箇月の間に通知された工事成績評定点が55点未満であった者</p> <p>ウ 平成23年4月1日以降における三鷹市発注の同種工事において、工事成績評定点が55点未満であった者で、改善計画書の提出を行っていないもの</p> <p>(4) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。なお、入札参加資格結果通知後であっても、契約締結までの間に入札参加等排除措置を受けたときは、当該通知を取り消し、又は入札を無効とする。</p>
受付期間	令和7年1月20日～令和7年1月30日（土、日、祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）
入札参加資格結果通知日	入札参加資格を有しないと決定された者のみに、書面により、令和7年2月5日までに通知する。
申請書等の用紙の配布及び設計図書の貸出期間	令和7年1月20日～令和7年1月30日（土、日、祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）
申請書等の用紙の配布及び設計図書の貸出場所	三鷹市契約管理課契約係窓口
申請方法及び提出書類	<p>受付期間内に三鷹市契約管理課契約係の窓口にて下記の提出書類を持参し、審査を受けなければならない。契約担当は、申請書を受け取る際に受取書を申請者に渡すこととする。</p> <p>(1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書</p> <p>(2) 東京電子自治体共同運営サービスの建設工事等競争入札参加資格審査受付票（実印等を押印したものをコピーし、裏面に貼付した印鑑証明書のコピーも添付すること。）</p> <p>(3) 建設業の許可証明書、もしくは、建設業の許可について（通知）の写し。 支店・営業所等で申請する場合は、許可申請書（別表含む）の写しも必要。</p> <p>(4) 最新の経営事項審査結果通知書の写し。（ただし、総合評定値への加点を希望するものは、証明できるものを添付すること。）</p> <p>(5) 施工実績における工事契約書の鑑の写し。（最も高額なもの。）</p> <p>※上記(2)から(5)の書類については、本年度に三鷹市が発注した制限付一般競争入札の工事案件においてすでに提出したことがある場合は、省略することができる。（提出後に変更があった場合は、最新のものを提出すること。）</p>
質問方法	質問がある場合のみ、配布書類「質疑応答書」を参考にし、令和7年1月30日午後5時までに、文書により三鷹市契約担当に提出すること。（ファクシミリ可）
質問回答予定日	令和7年2月5日
開札日	令和7年2月14日
積算内訳書	配布書類「入札に関する説明書（郵便入札）」記載事項に従うこと。
開札場所	三鷹市役所第二庁舎3階 入札室
入札の方法等	郵便又は持参にて実施する。 詳細は、配布書類「入札に関する説明（郵便入札）」記載事項に従うこと。
入札書の提出	<p>「書留」「簡易書留」「特定記録郵便」「レターパックプラス」又は「レターパックライト」のいずれかの方法で送付すること。郵送が困難な場合等においては、期限内に限り持参も可。詳細は、配布書類「入札に関する説明（郵便入札）」記載事項に従うこと。</p> <p>到達期限：令和7年2月13日（必着）</p> <p>あて先：〒181-8655 三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市総務部契約管理課契約係 宛</p>
入札の無効	<p>(1) 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>(2) 配布書類「入札に関する説明書（郵便入札）」に記載されている事項に反する入札</p>
最低入札参加者数	1者
再入札回数	1回
落札通知	開札終了後、開札日当日中に落札者に電話連絡する。また、応札者全員に2月17日までに通知する。 （落札者には、契約関係書類の準備が整い次第、三鷹市契約係担当より連絡する。）
支払条件	完了後一括払い
前払金	前払金 有 契約金額の40%（1万円未満切捨て）、限度額2億円 （ただし、本工事に係る前払金については、着工日以降に請求を行うことができる。）
中間前払金	中間前払金 有 契約金額の20%（1万円未満切捨て）、限度額1億円
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%以上
その他	<p>(1) 利用規約に従うこと。</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p> <p>(3) 本工事は、「余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）」であり、受注者は、余裕期間内は、現場への搬入を伴わない資材等の準備及び書類作成等を除き、測量、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置、その他工事着手と判断される準備等を行うことはできない。なお、詳細については、「余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書」を参照のこと。</p>
連絡先	総務部契約管理課契約係 TEL 0422-29-9172（直通） FAX 0422-46-8921